

毒物劇物（一般、農業用品目、特定品目）販売業登録申請

事 項	毒物劇物販売業の登録申請をするとき
根拠法令	法第4条、第5条、 施行令第33条、第37条 施行規則第2条、第4条の2、第4条の3、第4条の4
提出部数	1部提出（松本市保健所）
添付書類	1 店舗の平面図（毒物劇物貯蔵施設の設置場所を記入） 2 申請者が法人であるときは定款若しくは寄付行為、又は登記簿の謄本 3 毒物劇物貯蔵施設の図面（たて、横、高さを記入） 注）毒物劇物を直接に取り扱わない販売業にあつては貯蔵施設の図面を要しない。 4 毒物劇物を直接取り扱わない販売業にあつては毒物劇物、譲受書等の流れが分かるフローチャート
手数料	15,400円（現金）
その他	注）毒物劇物取扱責任者設置届を同時に提出する。 毒物劇物を直接に取り扱わない場合、その旨を備考欄に記載すること（毒物劇物取扱責任者設置届は不要）

一般販売業
毒物劇物 農業用品目販売業 登録申請書
特定品目販売業

店舗の所在地及び 名 称	
備 考	(〒) (電話)

上記により、毒物劇物の 一般販売業
農業用品目販売業 の登録を申請します。
特定品目販売業

年 月 日

住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

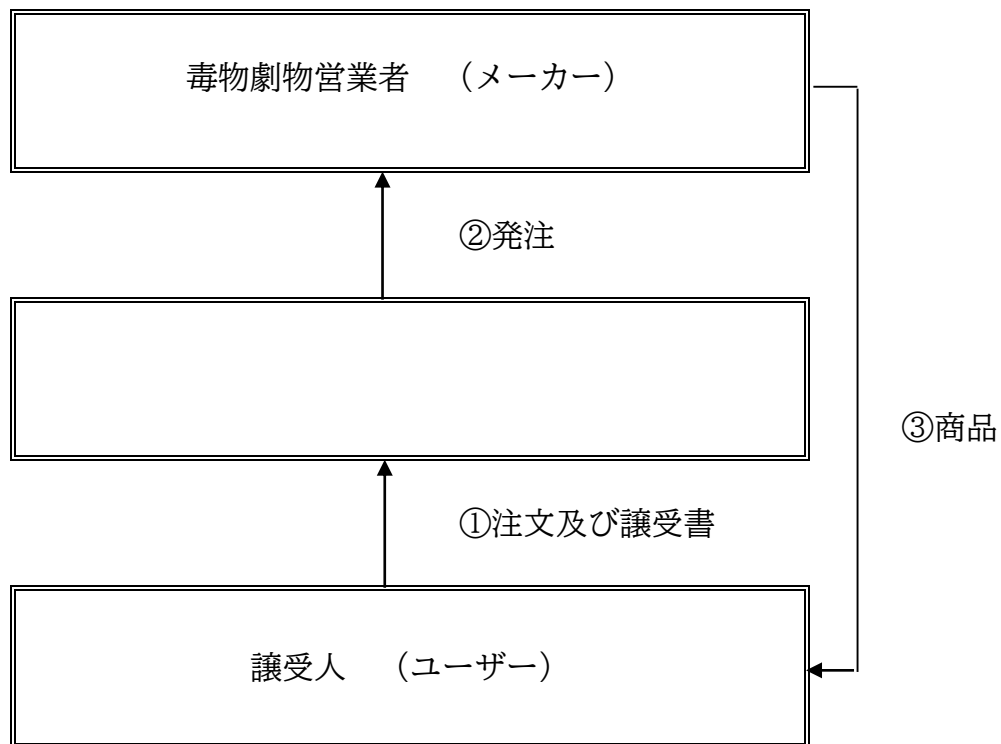
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

松本市長 様

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

毒物劇物の商品と毒物劇物譲受書（法第 14 条）の経路（例）



毒物劇物を販売するに当たり、上記のとおり業務を行います。

住 所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）